

## 令和6年度 事前評価実施地区一覧表

近畿中国森林管理局

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名	総便益B (千円)	総費用C (千円)	分析結果B/C	チェックリスト												備考								
								I 必須事項					II 優先配慮事項															
								1	2	3	4	5	1	有効性	2	効率性	3 事業の実施環境等			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)				
																	①	②	③	④	⑤	①	②	③				
	石川県	近畿中国森林管理局	石川森林管理署	民有林直轄治山事業	奥能登	おくのと	27,730,642	6,833,271	4.06	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	-	A	A	A	A	A	B	B	

(別紙1)

令和6年度新規採択チェックリスト  
(治山事業)

(事業名：民有林直轄治山事業 )

(都道府県名： 石川県 )

(地区名： 奥能登 )

I 必須事項

項目	審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成等の観点から見て、当該事業を実施する必要性が認められること。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	・地形、地質、地理状況等から見て、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	・費用便益分析の結果が1.0以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 自然環境の保全、景観への配慮が図られること	・自然環境・景観の保全・形成の観点から見て、当該事業が適当であること。	<input checked="" type="checkbox"/>

注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準			評価
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全	山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保	A	流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			
	(2) 水源涵養の維持増進	事業実施による水源涵養の発揮	A	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			
	(3) 生活環境の保全・形成	事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮	A	事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。			
			C	上記A、B以外の計画である。			
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			
	(2) 木材の有効利用	木材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 木材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	A	本評価項目に該当しない。	A
			B	上記Aには該当しないが、木材を利用した計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			
	(3) 森林整備の推進	効果的な森林整備の計画	A	森林整備を実施する計画である。	-	本評価項目に該当しない。	-
			B	治山施設整備により森林整備が促進される計画である。			
			-	本評価項目に該当しない。			

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
(4)緊急性	①人家等の保全	保全対象施設の内容	A	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設（道路等を含む）、要配慮者利用施設等が含まれる。	A	
			B	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	本評価項目に該当しない。		
	②山地災害等の防止	山地災害の発生状況及び被害状況	A	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。	A	
			B	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。		
			C	上記A、B以外の地区である。		
	③災害発生の危険度	山地災害危険地区の危険度等	A	山地災害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。	A	
			B	山地災害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。		
			C	上記A、B以外の地区である。		
	④水資源の確保	渴水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況	A	生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 (ア)過去、渴水被害が発生 (イ)生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生	A	
			B	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。		
			C	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。		
			—	本評価項目に該当しない。		
	⑤他事業への影響	他事業との関連	A	当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。	A	
			B	当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。		
			—	本評価項目に該当しない。		
(5)効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等から同意又は理解を得られている。	A	
			B	地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。		
			C	上記A、B以外である。		
	②他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	B	
			B	他事業との連携について調整中である。		
			—	本評価項目に該当しない。		
	③他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	地域防災計画、国土強靭化地域計画等関連する計画に位置付けられている。	B	
			B	地域防災計画、国土強靭化地域計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。		
			—	本評価項目に該当しない。		

## 別紙様式2

## 事前評価個表

整理番号

事業名	民有林直轄治山事業		事業計画期間	令和6年度～令和15年度 (10年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	奥能登 (おくのと) (石川県)		事業実施主体	近畿中国森林管理局 石川森林管理署
事業の概要・目的	<p>本地区は、石川県北部の能登半島の輪島市及び珠洲市に位置している。</p> <p>令和6年1月1日に石川県能登地方を震源として発生した令和6年能登半島地震により、輪島市で震度7、珠洲市で震度6強の強い揺れを観測した。</p> <p>特に輪島市では、大久保、寺山南、鳳至、興徳寺の各区域において、珠洲市では、大谷、南方の両区域において大規模な山腹崩壊が発生し、多量の土砂流出により多くの渓流が荒廃したほか、人家や道路などに甚大な被害をもたらした。</p> <p>山腹崩壊地や下流部の渓床には、依然として流出した多量の不安定土砂が堆積しており、今後の降雨等によっては、荒廃の拡大や人家や国道等の保全対象に甚大な被害が及ぶおそれがある。このため、速やかに治山施設を整備し、地域の安全の確保を図る必要がある。</p> <p>本地区的荒廃地の復旧にあたっては、事業規模が著しく大きく、高度な技術を要することが見込まれる。このため、石川県からの要望を踏まえ、令和6年度から民有林直轄治山事業に着手し、山腹崩壊地及び荒廃渓流の復旧対策を実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：渓間工31基、山腹工135.8ha</li> <li>・主な保全対象：人家607戸、国道・県道1.8km、市道9.0km、林道0.7km、農地52.7ha</li> <li>・総事業費：8,812,694千円（税抜き 8,011,542千円）</li> </ul>			
費用便益分析	<p>総便益 (B) 27,730,642 (千円)</p> <p>総費用 (C) 6,833,271 (千円)</p> <p>分析結果 (B/C) 4.06</p>			
森林管理局事業評価技術検討会の意見	<p>本地区では、令和6年能登半島地震により多数の山腹崩壊等が発生し甚大な被害が生じており、今後更なる災害の発生を防止するため早急に復旧対策を実施する必要がある。事業の必要性、効率性、有効性が認められ、地元の強い要望もあることから、本事業の実施は妥当であると考える。</p>			

評価結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要性： 山腹崩壊地及び渓床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば荒廃の拡大及び下流への土砂流出が懸念される。また、石川県から直轄治山事業の実施を要請されていることから、本事業の必要性が認められる。</li><li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法の組み合わせを検討するとともに、事業実施に当たっても、コスト縮減を考慮した手法が検討されており、本事業の効率性が認められる。</li><li>・有効性： 本事業の実施により、山腹崩壊地の復旧や渓床に堆積する土砂の安定が図られ、下流域の集落等が保全されることから、本事業の有効性が認められる。</li></ul> <p>新規地区採択に当たっての審査事項（チェックリスト）、費用便益分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、適切かつ効率的な計画と認められる。</p>
------	--

## 様式1

便 益 集 計 表  
(治山事業)事業名：民有林直轄治山事業  
施行箇所：奥能登地区都道府県名：石川県  
(単位：千円)

大区分	中区分	評価額	備考
水源涵養便益 <small>かん</small>	洪水防止便益	1,011,325	
	流域貯水便益	150,087	
	水質浄化便益	615,996	
山地保全便益	土砂流出防止便益	13,538,764	
	土砂崩壊防止便益	39,053	
災害防止便益	山地災害防止便益	12,375,417	
総便益 (B)		27,730,642	
総費用 (C)		6,833,271	
費用便益比		$B \div C = \frac{27,730,642}{6,833,271} = 4.06$	

参考

費用便益比 (i=0.02)	$B \div C = \frac{44,989,822}{7,383,786} = 6.09$
費用便益比 (i=0.01)	$B \div C = \frac{59,587,563}{7,687,174} = 7.75$

# 民有林直轄治山事業 奥能登地区（石川県）概要図

事業箇所



鳳至区域

興徳寺区域

大久保区域

珠洲市

南方区域

輪島市

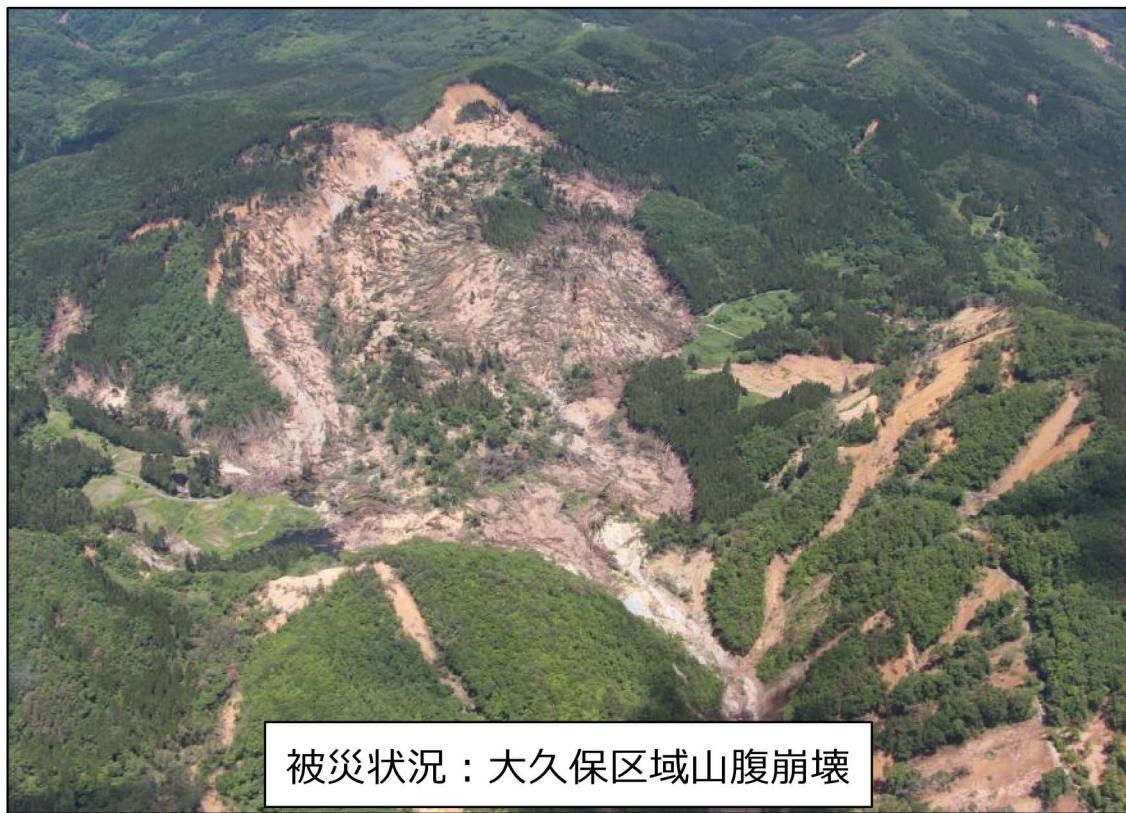
寺山南区域

大谷区域

凡 例

	民有林直轄治山事業区域
	保全対象区域

※国土地理院地図を加工



被災状況：大久保区域山腹崩壊



被災状況：寺山南区域山腹崩壊



被災状況：南方区域山腹崩壊



保全対象：興徳寺区域人家

樣式 2

參考資料

事業名：民有林直轄治山事業  
施行箇所：奥能登地区

都道府県名：石川県

(単位:千円)